

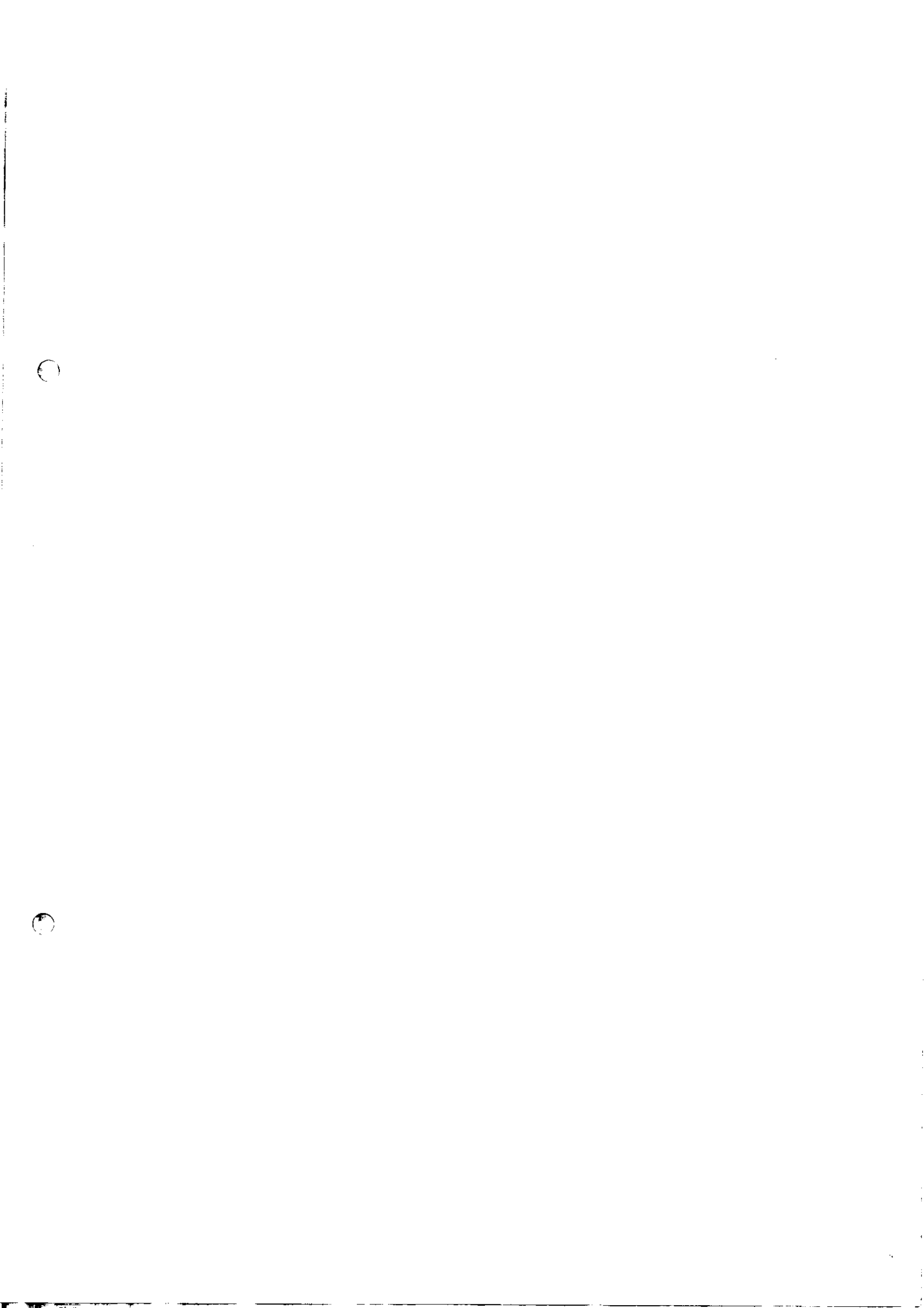
内閣参質一六四第六九号

平成十八年六月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員谷博之君提出鳥獣保護行政に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員谷博之君提出鳥獣保護行政に関する質問に対する答弁書

一及び二について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定により法の規定の適用が除外される鳥獣については、環境大臣が、法第八十条第二項において準用する法第三条第三項の規定により農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴いて、環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣の中から、生息状況等を踏まえて法による保護管理の必要性を総合的に勘案し、環境省令で定めることとされている。

三から五までについて

スナメリ及びジュゴンについては文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）に基づき、トドについては漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）に基づき捕獲規制による保護管理がなされているが、ジュゴンについては、日本周辺における生息状況にかんがみ、文化財保護法及び水産資源保護法による保護管理に加え、法による保護管理の対象とすること

が適当と判断したため、法の規定の適用の対象としている。

六について

環境省としては、法第八十条第一項の環境省令を定めるに当たり、水産庁との間でトド及びジュゴンの生息状況等についての情報交換を行い、農林水産省への協議等の必要な調整を行ったものである。

七について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第七十八条は、法第八十条第一項の規定により法の規定の適用が除外される鳥獣について「環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれがある鳥獣」と「他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣」とに分けて規定しているものである。

八について

環境省が平成十三年度から実施している「ジュゴンと藻場の広域的調査」については、これまでの調査結果から、沖縄本島の周辺海域にジュゴンの餌場となる藻場が約二千ヘクタール存在すると推定されること、ジュゴンは沖縄本島の周辺海域に生育する七種の海草を摂取していること、ジュゴンは沖縄本島の周

辺海域で見られ、沖縄本島の東海岸中北部及び西海岸北部の周辺海域に主として分布していると考えられること等が判明した。

本年度は、引き続きジュゴンの生息状況に関する情報の収集に努めるとともに、ジュゴンの保護の推進に向けた普及啓発に取り組む予定である。

九について

生物の多様性に関する条約（平成五年条約第九号）が定める国内措置としては、平成五年五月に我が国が同条約を締結した時点においては、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）、自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）等に基づく措置が講じられており、その後、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）等に基づく措置が講じられている。

十について

九についてで掲げた法律は、その目的がいずれも生物の多様性に関する条約の理念に沿うものであり、これらの法律を的確に運用することで条約に基づく義務を十分に履行することができるものと考えている。

十一について

御指摘の法令及び制度としては、例えば、自然環境保全法第十四条第一項の規定に基づく原生自然環境保全地域並びに自然公園法第十四条第一項の規定に基づく国立公園及び国定公園の特別保護地区が挙げられる。